

平成27年第1回長与町議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成27年 3月 3日
 本日の会議 平成27年 3月20日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

| | | |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 饗庭 敦子 議員 | 2番 安部 都 議員 | 3番 内村 博法 議員 |
| 5番 分部 和弘 議員 | 6番 安藤 克彦 議員 | 7番 金子 恵 議員 |
| 8番 川井 哲雄 議員 | 9番 森 謙二 議員 | 10番 西岡 克之 議員 |
| 11番 岩永 政則 議員 | 12番 喜々津英世 議員 | 13番 佐藤 昇 議員 |
| 15番 山口憲一郎 議員 | 16番 堤 理志 議員 | 17番 西田 敏 議員 |
| 18番 河野 龍二 議員 | 19番 吉岡 清彦 議員 | 20番 竹中 悟 議員 |
| 21番 山口 経正 議員 | | |

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君
 係 長 木須 美樹 君

説明のため出席した者

| | |
|---------------------------|-----------------------|
| 町 長 吉田 慎一 君 | 副 町 長 鈴木 典秀 君 |
| 教 育 長 黒田 義和 君 | 総 務 部 長 中山 祐一 君 |
| 企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君 | 建 設 部 長 森 浩平 君 |
| 生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君 | 教 育 次 長 和泉 嘉彦 君 |
| 水 道 局 長 馬木 信一 君 | 会 計 管 理 者 松添 高明 君 |
| 総 務 部 理 事 宮崎 望 君 | 企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君 |
| 生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君 | 教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君 |
| 政 策 推 進 課 長 荒木 重臣 君 | 総 務 課 長 古賀 洋 君 |
| 管 財 課 長 迎 英樹 君 | 税 務 課 長 田平 俊則 君 |
| 収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君 | 企 画 課 長 久保平敏弘 君 |
| 地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君 | 情 報 管 理 課 長 谷本 清 君 |
| 都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君 | 農 林 水 産 課 長 濱 伸二 君 |
| 福 祉 課 長 西平 隆邦 君 | 健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君 |
| 介 護 保 険 課 長 松浦 篤美 君 | 住 民 課 長 村山 和聡 君 |
| 教 育 委 員 会 総 務 課 長 谷本 圭介 君 | 生 涯 学 習 課 長 帯田 由寿 君 |
| ス ポ ー ツ 振 興 課 長 山口 正 君 | 水 道 課 長 吉田 邦彦 君 |
| 下 水 道 課 長 道端 和彦 君 | 会 計 課 長 山口 利弘 君 |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君 | 監 査 事 務 局 長 森 省二 君 |

会議録署名議員

10番 西岡 克之 議員

11番 岩永 政則 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 14時12分

平成27年第1回長与町議会定例会

議事日程（第6号）

平成27年 3月20日（金）

午前 9時30分 開議

| 日程 | 議案番号 | 件名 | 備考 |
|-----|------|---|-----|
| 1 | 1 1 | 長与町行政手続条例の一部を改正する条例 | ※総務 |
| 2 | 1 2 | 長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | ※総務 |
| 3 | 1 3 | 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | ※総務 |
| 4 | 1 4 | 町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例 | ※総務 |
| 5 | 1 5 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | ※総務 |
| 6 | 3 4 | 長与町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 | ※総務 |
| 7 | 4 | 長与町特定教育・保育施設の利用者負担に関する条例 | ※文厚 |
| 8 | 5 | 長与町立保育所条例の一部を改正する条例 | ※文厚 |
| 9 | 6 | 長与町保育の実施に関する条例を廃止する条例 | ※文厚 |
| 1 0 | 7 | 長与町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例 | ※文厚 |
| 1 1 | 8 | 長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 | ※文厚 |
| 1 2 | 9 | 長与町介護保険条例の一部を改正する条例 | ※文厚 |
| 1 3 | 1 6 | 長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例 | ※文厚 |
| 1 4 | 1 7 | 長与町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例 | ※文厚 |
| 1 5 | 3 | 長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例 | ※建産 |
| 1 6 | 1 9 | 平成26年度長与町一般会計補正予算（第5号） | ※総務 |

| | | | |
|----|-----|--|-----|
| 17 | 35 | 平成26年度長与町一般会計補正予算（第6号） | ※総務 |
| 18 | 24 | 平成27年度長与町一般会計予算 | ※総務 |
| 19 | 25 | 平成27年度長与町駐車場事業特別会計予算 | ※総務 |
| 20 | 20 | 平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） | ※文厚 |
| 21 | 26 | 平成27年度長与町国民健康保険特別会計予算 | ※文厚 |
| 22 | 27 | 平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計予算 | ※文厚 |
| 23 | 28 | 平成27年度長与町介護保険特別会計予算 | ※文厚 |
| 24 | 21 | 平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） | ※建産 |
| 25 | 22 | 平成26年度長与町水道事業会計補正予算（第2号） | ※建産 |
| 26 | 23 | 平成26年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号） | ※建産 |
| 27 | 29 | 平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算 | ※建産 |
| 28 | 30 | 平成27年度長与町水道事業会計予算 | ※建産 |
| 29 | 31 | 平成27年度長与町下水道事業会計予算 | ※建産 |
| 30 | 発委1 | 長与町議会委員会条例の一部を改正する条例 | — |
| 31 | — | 議員派遣の件 | — |
| 32 | — | 委員会の閉会中の継続調査申し出 | — |

※付託された委員会

(開会 9時30分)

議長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

昨日までの委員会審査、大変お疲れさまでした。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、議案第11号、長与町行政手続条例の一部を改正する条例、日程第2、議案第12号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第3、議案第13号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第14号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第15号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第34号、長与町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を一括議題とします。

ただいま一括議題としてあります議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任
委員長

(佐藤 昇議員)

報告いたします。去る3月9日、本会議において、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告いたします。

議案第11号から14号及び34号については、3月10日、委員全員出席のもと、説明員として中山総務部長、古賀総務課長、その他関係職員の出席を求めました。

15号については、中山総務部長、田島生活福祉部長、和泉教育委員会理事、古賀総務課長、西平福祉課長、松浦介護保険課長、谷本教育委員会総務課長、その他関係職員の出席を求めて説明を受け、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

まず、議案第11号、長与町行政手続条例の一部を改正する条例については、行政手続法の一部を改正する法律が施行されることによる改正で、主な質疑として、行政指導が法律または条例に規定する要件に適合しないと思われるときは、行政指導した町の機関に対し申し出て、行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができるとは、具体的にどのようなことが考えられるのかという質疑に対し、例えば、要件を満たして補助金申請をしたが認められなかったときなどであるとの答弁でした。

審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行により消防団員の処遇の改善を行うもので、出勤手当の区分について、1時間未満を廃止し、4時間未満と4時間以上とし、金額を2,300円から2,500円へ、4,200円から4,500円へアップするものであります。

主な質疑として、年間出勤回数は何回かという質疑に対し、平成26年度で74分団、延べ779名であったとの答弁でした。大規模災害などで長時

間出勤するときの手当はどうするのかという質疑に対し、規定がないので4時間以上で対応しているとの答弁でした。

審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、議員の期末手当を2.6カ月から3カ月に改正し、近隣市町と支給率の均衡を図るものでありました。

主な質疑として、アップ分は幾らになるのかという質疑に対し、単純に16名で計算すると206万4,000円、1人当たり12万9,000円にアップになるとの答弁でした。

報酬審議会は開かれたのかという質疑に対し、報酬審議会は議員の報酬と特別職の給料について町長が諮問するもので、手当については必ずしも必要ではないとの答弁でした。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例は、期末手当を2.6カ月から3カ月に改正するものでありました。

審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、介護相談員、介護相談訪問看護師、障害者相談専門員、原爆被爆者健康生活相談員の時給を1,150円から1,220円に、ひばり学級療育指導員の時給を800円から840円にアップし、長与町教育委員会委員長の部分を削除するものでありました。

主な質疑として、もう少し増額してもよかったのではとの質疑に対し、近隣を参考に設定したとの答弁でした。

審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号、長与町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、人事院勧告の内容に準じ所要の改正を行うもので、管理職の特別手当の深夜勤を定め勤務手当の支給率の配分を変更すること、別表を国の俸給表に倣って変更することなどでありました。

追加議案で上程されたが労働組合との交渉はどうだったのかという質疑に対し、7回交渉し、3月2日に合意形成に至った。

3年間の減給補償の内容はという質疑に対し、平均で2%の減給になるが、現在の給料表が4月に新給料表に移行するが、定期昇給とあわせて現在より減給する職員は3年間減給補償があり、現在の給料のままであるとの答弁でした。

3年間の間に、新たに人事院勧告が出たらどうなるのかという質疑に対し、新たな勧告に従うとのことでした。

この議案が否決されたときの影響はどう考えるかという質疑に対し、議案を提案しなかった場合と、提案して否決される場合は違うと思う。しかし、勧告に従わなかったら、国・県から長与町は財政が裕福であると思われる。影響についてはわからないが、特別交付税の減額はあると思うとの答弁でした。

議長

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。
以上、報告を終わります。

(山口経正議員)

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。
まず、議案第11号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第12号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第13号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第14号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第15号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第34号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから、議案第11号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、日程第1、議案第11号、長与町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第12号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第2、議案第12号、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第13号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番

(西田 敏議員)

私は、議案第13号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

議案の中にある期末手当改正案は、平成22年11月の臨時議会で提案され、反対多数で否決されたものと同じであります。そのときも、人事院勧告の内容に準じた職員の給与改定の議案等も同時に出されたときでありました。今回の提案理由も、近隣他町との比較で本町は劣っているため、横並びの状態にしたいとのことでありましたが、なぜ今かの疑問があります。このときは、たしか次の年も給与勧告があり、職員の給料を大幅に減収になったと記憶しております。昨今、金融緩和と円安による経済効果で、大手輸出産業の好景気と、景気予測も順調とマスコミが伝えておりますが、一般庶民には余り影響はなく、それどころか、年金は減額され、8%消費税と円安の影響で食料品などが高騰し、むしろ苦しくなっているという声が多数です。こんなときに報酬を上げる改定はしてはなりません。お手盛りとまた言われます。厳しい選挙で16名になった次期議会で行えば町民も納得するものと思われ

ます。

以上の理由で、本議案に反対といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

6番、安藤克彦議員。

6番

(安藤克彦議員)

6番、失礼しました。

私は、本議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

内容につきましては委員長報告のとおりでございますが、今回は報酬月額を変えるのではなくて、いわゆる期末手当の支給割合を引き上げるという議案です。しかし、今回の改定は引き上げというよりも、むしろもとに戻すといった内容だとも思います。県内21市町村でも小値賀町と並びまして最低の支給割合であるものを近隣並みにすることに対しては特に異論はございません。職員給与やパート賃金、あるいは今回、議案15号に出ているような特別職の報酬を引き上げるのはもろ手を挙げて賛成するのに、議員のこととなるとどうも尻込みをする傾向がございます。職員やパートは一生懸命頑張っている、だから引き上げるという考えですね。では、議員はどうだったんでしょうか。議員個々人の評価は、これは当然、選挙で判断されるものだと思います。しかし、この4年間、議会体としてさまざまな改革、取り組みを

行ってきたのではないのでしょうか。成果が出た面、まだ道半ばの面がございますが、我々が取り組んだことに対して自信が持てないのかと疑問ではあります。私は決して今まで町民に恥じない議会改革を行ってきた議会体としてあったと思っております。よって、この件については賛成したいと思えます。

本論とはちょっと多少外れますが、議員報酬について少し私の考えを述べさせていただきますと思います。先日の新聞にも掲載されておりましたが、先ほど申し上げました支給割合が長与町と同じ県下最低の小値賀町議会が、議員報酬の特例条例を今議会で全会一致で可決しております。この条例作成に関しては執行部側も一定理解があったと伺っております。この条例は若い人の町議会議員選挙への立候補を促すために、立候補をちゅうちょさせる要因の一つに子育て世帯が家族を養うことができる収入の確保問題が決断を鈍らせているケースも少なくないと考えられております。また、町政に専念しても家族を養えないとすれば立候補意欲はそがれてしまうのは当然と考え、若い方々が立候補しやすい環境を整え、若い世代の政治参加を求める一環として、そして地方創生の推進を図るため、改選後から50歳以下の議員に限り議員報酬を月額30万円にするという条例です。本町の議員報酬は御存じのとおり、月額25万8,000円です。県内で8番目の人口を有しながら、議員報酬は県内で13番目、ちなみにこれは、執行部側から提出された参考資料の中には、町長は県内で8番目、副町長は7番目という結果でございました。収入に裏打ちがないものにとっては、立候補を決意するにはなかなか高いハードルだと感じております。これから本気で長与町をもっと発展させ高めていこうとするならば、一步大きな視点に立って優秀な若い世代を引き込んでいくことができる環境づくりを住民も町長も議会も一緒に考えていかなければならないと思っております。

以上、余談ではございましたが、私の賛成討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

16番、堤 理志議員。

16番

(堤 理志議員)

私は、議案第13号、長与町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例改正に反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は議員の期末手当を増額する内容となっております。地方議員は二元代表制による住民の代表者であり、住民福祉と地方自治を守り発展させる重要な任務を負っております。議会の開会中にとどまらず、日常不断に住民と結びつき、1年365日、議会議員としての役割を果たす自覚と責任が求められています。収入が低いと一定の資産家や、また別の収入が確保できる人でなければ議員への道が開かれれないということになり、住民の政治参画の面から見ても決して好ましいものではありません。したがって、議員報酬は低ければ低いほどよいというふうには、私は考えておりません。しかし、平成25年10月2日に開かれた長与町議会改革等調査特別委員会で、議員報酬について議論がありました。この中で、少なくとも6人の議員が引

き上げるべきではない、現状維持であるべきという立場から発言を行いました。これらの発言を受けて、これ以上議論を深める状況にはないと判断したと、このように特別委員長から議長に報告がなされております。今回の条例改正は期末手当の引き上げですが、議員の収入をふやす提案であることに何ら変わりはなく、議会がみずから決めた結論に反する内容であります。さらに問題なのは、今回の議員の報酬引き上げと同じ議会に住民の介護保険料の引き上げ、職員の給与削減の議案が出されています。住民には負担増、職員には給料の削減を求めながら自分たちの収入を上げるという判断は、私の良心が許しません。私の家族にも到底説明をすることができません。ほかの自治体よりも少ない人数で職務を遂行している職員の方々も、断じて納得がいかないと思います。職員の士気の低下が懸念されます。

厚生労働省の平成25年賃金構造基本統計調査によりますと、長崎県の平均年収は378万円であります。町議の報酬は年額約400万です。長与町議と同じ程度の金額で、共働きをしながら家族生活を営んでいる住民は大勢いらっしゃると思います。ぜいたくを慎み質素儉約に努めれば、生活できない額であることを私自身が身をもって経験しております。

以上の理由から、本条例改正に反対をいたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第3、議案第13号、長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第14号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番 (堤理志議員)

この議案第14号、町長及び副町長の給与に関する条例改正に反対の討論を行います。当初、町長、副町長の給与改定条例があるということを聞いたときに、職員の給与削減の提案をするのだから、みずからも減額をする内容のものなのか、このように思っておりました。しかし、この条例改正の中身を見ますと、その逆でありました。町長、副町長のボーナス、いわゆる期末手当を引き上げる内容となっております。特別職を引き上げ職員は引き下げ

る、こういう判断、率直に言って理解することができません。何人かの住民の方にどう思いますかということで確認してみましたけれども、皆さん、一様に驚いておられました。

提案理由の中で、期末手当の加算割合を近隣にあわせるためという説明がありました。今の時代は、近隣と横並びであることをよしとしない時代であります。長与町はこれまで他の自治体と比較して、少ない職員数で職務に当たっていると、このことを事あるごとに宣伝し誇っておりました。そうであるならば、少ない職員で事務を執行する代償として他自治体が引き下げても本町職員は現状維持、もしくはどうしても職員の給与を引き下げる提案をするならば、トップみずからも引き下げるぐらいしなければ、職員はたまったものではありません。3月4日に日銀長崎支店が発表した長崎県金融経済概況を読みますと、個人消費は一部に弱目の動き、新車登録台数は大幅減、住宅投資は弱い、中小企業の景況感は弱目の動き、雇用者所得は持ち直しの動きに一服感が見られる、このように書いてあります。長崎では景気も、また勤労者所得も全く好転をしておりません。船の船長は自己の指揮する船舶に急迫した危険があるとき、人命並びに船舶及び積み荷の救助に必要な手段を尽くさなければならないと船員法第12条に規定されています。乗員や乗客、積み荷の安全確保に最後まで責任を果たすのが船長の役割であり、責任とされております。真っ先に身の安全を確保した外国の船長がいましたが、世界中から非難され責任を追及されております。長与町の事業所が活性化し町民所得が向上するなど、町民の幸福度を高める、その責任を果たした後にトップの収入をふやす検討をしても遅くはなかったというふうに考えます。

以上の理由から、本条例改正に反対をいたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

5番、分部和弘議員。

5番

(分部和弘議員)

議案第14号について、賛成の立場で討論いたします。

特別職の一時金につきましては、過去の経緯から検討をなされてきたもののそのまま据え置かれ、率にして2.6カ月分と長崎県の市町の水準に比較して低い率となっており、近隣の町との差も大きく開いています。一方、山積する多くの課題解消に向けて行政の真摯な取り組みや今年の国体成功に向けての積極的な活動など、懸命の努力は町民皆さんも周知のところでありませぬ。このような状況下で、町をリードしていく三役の一時金については、少なくとも長崎県の平均的水準にあるべきと考えます。特別職の手当関係につきましてもなかなか審議しづらいものがありますが、いろいろな思惑や配慮などを取り除いてしっかりと評価し判断すべきと思いますので、今回の一時金改定については賛成といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

3番、内村博法議員。

3 番

(内村博法議員)

議案第 1 4 号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例について、私は反対の立場から討論いたします。

今回、2.6 から 3.0 の支給率と、変更ということで提案されたわけですが、常勤の特別職の期末手当のあり方については、私は他自治体と比較しての判断ではなくて、各特別職ごとの職務に応じた業績をもとに判断すべきだと思います。期末手当は民間のボーナスと同じく業績に応じて決めるべきです。赤字経営であれば一時金すら出ない企業もあります。特別職の期末手当はその職務の性格から一般の職員と比較し、業績は重視されなくてはなりません。それぞれの特別職によって支給率に差が出て当然であります。業績がある人、ない人を同じ支給率にする必要は全くありません。業績にふさわしい支給率ですべきです。そのような観点から総合的に判断した結果、本議案に反対するものであります。

以上、反対討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第 4、議案第 1 4 号、町長及び副町長の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第 1 5 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第 5、議案第 1 5 号、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第34号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番 (西田 敏議員)

私は、議案第34号、長与町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例に反対の立場で討論いたします。

平成25年の地方公務員給与実態調査によると、一般行政職の平均年収は633万8,000円、勤続が約22年で、5年前と比べて47万2,000円も減っているとなっています。さらに、10年前と比べると78万5,000円も減っていると言われております。長年の不況で社会情勢は大きく変わり、民間給与とのバランスを盾に給与勧告が出されることはわかりませんが、一方で、昨今の金融緩和による円安で大手輸出産業の業績アップに安倍首相のパフォーマンスともとれる経団連への賃金ベースアップ要請と、企業の回答をめぐる見解をマスコミは連日伝えております。地方公務員の皆さんはどのような思いで見ているのでしょうか。本議案では、管理職特別勤務手当の設置や3年間の減給補償も明記されていますが、それでも本来もらえるはずの給料より少なくなる、総額で1,000万と聞いておりますが、町職員の悔しさ、むなしさを思い、反対討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

5番、分部和弘議員。

5番 (分部和弘議員)

議案第34号について。今回の議案と議案第13号、14号と比較しての視点ではなく、単独した議案として賛成の立場で討論いたします。

私は、人事院勧告につきましては、地方自治体としては尊重すべきであり、基本的には遵守すべきものと考えます。今回の勧告は職員給与の削減についての改正となりますが、平成30年3月31日までは給与の差額分について3年間の補填がされるようになっており、一定の配慮がなされております。さらに経済の動向によっては、今後、どのような状況になるか誰にも判断できないものであり、環境が変化すれば上がる要素も出てくるものと思います。

一方では、人事院勧告の受け入れ拒否は裕福な財政状況と受けとめられ、特別交付税などに影響が懸念され、人口4万2,000人の住民福祉の重点施策に大きな影響を与えられと考えられます。また、交付税が削減され肝心の住民福祉に手が届かなくなることを誰が保障し、誰が責任をとるのでしょうか。反対、反対もいいでしょう。しかし、最後は住民福祉の原点に戻るべきだと思います。町全体の政策の一環として本議案に賛成し、賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

16番、堤 理志議員。

16番

(堤 理志議員)

議案第34号、長与町職員の給与に関する条例改正に反対の立場から討論を行います。

条例改正の内容は職員の給与削減であり、人事院勧告に準じた改定による給与制度の総合的見直し、地域間格差を利用とする理不尽きわまる内容となっております。そもそも地域間格差を拡大させた原因が町職員の職務にあったのでしょうか。大都市と地方の格差を拡大させたのは小泉構造改革を初めとした歴代政府の政策であります。規制緩和を推し進め、大手の資本、大規模店が地方に自由に出店できるようにしたり、グローバル化を理由に低賃金で不安定な非正規雇用を増大させたことにあります。これらにより、地域に密着した商店や小売業は事業不振、廃業が相次ぎ、また勤労者世帯も格差が拡大し、結婚や子育てが難しい少子化社会となってしまいました。地方公務員の責任ではなく政治の責任であります。

今回の減額措置は3年間猶予があるとしていますがけれども、3年後に実行することを議会に約束させる、これが事の本質であり、到底認めることができません。政府は、アベノミクスの景気の好循環を地方に波及させる、このように言っておりますけれども、アベノミクスは世界で一番企業が活躍できる国にするとして、残業代をゼロにする法案、労働組合から意見を聞けば幾らでも派遣労働を延長できる法案を国会で通そうとしております。このような政策を地方に波及させるというのですから、公務員給与の3年後、どうなるか、ますます不透明と言わざるを得ません。こうした理由から、職員の給与引き下げを議会に承認するよう求める、この議案に対し反対をいたします。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

3番、内村博法議員。

3番

(内村博法議員)

議案第34号、長与町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、私は反対の立場から討論いたします。

現在、政府はデフレ脱却のため、民間の賃金アップを奨励しています。最近の報道では、自動車や電気などの大手企業は円安を追い風にした好調な企業業績や政府からの賃上げ要請を受けて、過去最高水準のベースアップで妥結したとの報道がなされています。一方、地方公務員には今回、引き下げを要請しております。矛盾も甚だしいと思います。デフレ脱却ということで、個人の所得を上げる観点であれば民間も公務員も同じであります。

2点目として、本議案に関する先日の質疑の中で、本議案が成立しないと地方交付税に影響が出る旨の答弁がありました。これは、交付税を使って施策を強要するもので、地方分権に反するものであります。同じようなことが、平成25年6月議会での長与町職員の給与の臨時特例に関する条例による給与削減、すなわち、当時、政府から地方公務員の給与を国家公務員に準じて削減するよう要請を受けたことに応じ、平成25年7月から26年3月まで

の間、所定の割合で給与削減する内容の条例議案でも問題となりました。このようなことが続くとなれば、地方分権はいつまでたっても進展しないし、今、盛んに言われてる地方創生にも影響が出るでしょう。地方のことは地方で解決していくという地方分権が、まさに地方創生につながることになるわけであります。やはり今後は地方分権を確立していかないと、地方そのものの活力が失われることを非常に懸念するところであります。

以上、反対討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論、ありませんか。

いずれでも結構です。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第6、議案第34号、長与町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第4号、長与町特定教育保育施設の利用者負担に関する条例、日程第8、議案第5号、長与町立保育所条例の一部を改正する条例、日程第9、議案第6号、長与町保育の実施に関する条例を廃止する条例、日程第10、議案第7号、長与町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例、日程第11、議案第8号、長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例、日程第12、議案第9号、長与町介護保険条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第16号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、日程第14、議案第17号、長与町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

文教厚生
常任委員長 (河野龍二議員)

それでは、3月9日、本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の審査について報告を行います。

まず、議案第4号、長与町特定教育保育施設の利用者負担に関する条例については、3月10日、委員全員出席のもと、田島生活福祉部長、西平福祉課長ほか、関係職員の出席を求め審査を行いました。

本議案は、現行制度では保育料を、児童福祉法第6条第3項を根拠として

徴収していたが、子ども・子育て支援法の施行に伴い、新制度では施設と保護者との直接契約となり、町が直接徴収する仕組みがなくなる。町が運営する高田保育所では、町が事業者となるため、高田保育所の保育料は町が徴収するように規定する条例であると説明がありました。なお、民間保育所の場合は、子ども・子育て支援法の附則で経過処置としてこれまでどおり町が徴収するようになっていきますとの説明でありました。また、第3条では、利用者負担額を政令で定める額を限度として、町長が定めるとしています。第4条では、利用者負担額の徴収を町が徴収する規定を明記しています。このような提案理由の説明を受けて質疑を行いました。

主な質疑では、政令で定める額を限度としてとあるのはどういうことか、この問いに対し、内閣府で基準額を定める額があると。また、長与町の場合、限度額なのか限度額がいったいなのか、それとも、それより下になるのかの問いに対し、限度額より下になっているとの回答でありました。

保育料は変更するかの問いに対し、国の基準額が変わっていないので保育料は変更しない、また、今回の条例では利用者負担額となり、今の徴収基準額との名称が変わっているがどのようになっていくのかの問いに対し、国の基準額が決まり規則などの変更に伴って名称を変えていくという答弁でありました。

さらに、今回の利用額は条例で定めなくてもよいのかの問いに対し、広域入所などの案件もあり、条例で定めてしまうと自治体との差額が発生するので規則で定めているとの回答でありました。

子ども・子育て支援法では、標準時間と短時間に認定が分かれているが、保育料はどうなるのか、この問いに対しては、時間外は延長保育の料金が発生する、就労時間で短時間保育の認定を受ければ、時間を超えると延長保育料が負担増とならないのか、この問いに対し、十分就労の時間や勤務形態を聞いて単純に就労時間で短時間に認定することはない、このような質疑を行いました。

討論では、賛成討論で、人口減少などの問題があり、子育て支援は早急の課題、保育料の負担軽減を検討していただき十分な支援を期待したいとの討論を受け、採決の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第5号、長与町立保育所条例の一部を改正する条例並びに議案第6号、長与町保育の実施に関する条例を廃止する条例は、一括議題として3月10日、委員全員出席のもと、田島生活福祉部長、西平福祉課長ほか関係職員の出席を求め、審査を行いました。

提案理由では、議案第5号は、子ども・子育て支援法に基づき児童福祉法の改正が行われ、文言が今まで保育に欠けるとあったが、保育を必要とする、この文言が変わり、文言をあわせて規定を変更するもの、また、議案第6号については、子ども・子育て支援法に伴い、児童福祉法第24条の条例がなくなり、内閣府令で定めた条文を廃止する、このような提案がありました。

主な質疑は、保育を必要とする、この文言でどう変わるのか、この問いに対し、保護者就労など変わりはないが、DVなどでも保育所に入所が可能に

なるように変わっていくと。

DV以外でもそういう条件があるのかの問いに対し、休職中なども基準により可能になると。

高田保育所以外の保育所の入所基準はどこで規定するのか、この問いに対し、民間保育は議案第6号の実施に関する条例で規定されていた。

保育の実施はどこまで内閣府令で定められるのかの問いに対し、新制度で定められた中身が内閣府令で定められていくと。

今回の条例改正はどんな目的があるのかの問いに対し、幼児目線に変えて保護者の責任もあることを明確にしていく。

保育所に入所の基準の幅が広がるのか、この問いに対しては、数は把握してないが、新制度では待機児童の解消も目的があるので広がると考えられる。

保育の実施の条例が廃止された後、何らかの対応があるのかの問いに対しては、施行規則等を支援法、布令に基づき規則を定める予定である、以上のような質疑が行われました。

議案第5号では、賛成討論で、保育所の受け入れ幅が広がり、子育て支援に必要と考え、賛成討論が行われ、採決の結果、全会一致で可決しました。

議案第6号についても、賛成討論で保育の実施にかかわる対応が規則等で補完されることが確認できたので賛成する、このような討論が行われ、採決の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第7号、長与町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例並びに議案第8号、長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかわる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を一括議題として、3月10日、委員全員出席のもと、田島生活福祉部長、松浦介護保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査を行いました。

議案第7号については、第三次地方分権一括法の制定に伴い、地域包括支援センターの人員及び運営の制定を定める条例で、1条では趣旨を定めたもの、2条では地域において自立した日常生活を営むことができるよう運営基準を定めたもの、3条では人員の基準を定めたものと説明を受けました。

議案第8号についても、第三次地方分権一括法に伴い、介護予防事業の申請、要件、事業所の人員、効果的な支援方法を定める6章の36条で条例を制定するもの、第1条では趣旨、3条では在宅での自立した日常生活を営むことができるようにすることの基本方針、第4条では町の独自条文を超え、事業者の役員に暴力団排除条例に基づく規定を、第7条ではサービス提供の説明及び本人の同意、15条では業務委託の場合に長与町の介護保険協議会の議を経ることの定め、20条では運営規定、25条では秘密の保持、32条では基本取り扱い方針を、具体的には30条の26号で明記し、35条では準用、36条では委任を定める条例との説明を受けました。

主な質疑では、支援センターの体制は現状ではどうかの問いに対し、正規の職員が2名で保健師と社会福祉士の資格を保有している体制であるとの答弁でありました。非常勤で介護専門員が2名、失礼しました。答弁は続いて

おります。再度、答弁のほうを説明します。

正規の職員が2名、保健師と社会福祉士の資格を保有している。非常勤で介護専門員2名、主任ケアマネジャー2名、ケアマネジャー4名の10人体制で行っている。1号被保険者の数は現在何人かの問いに対し、12月末で9,392人である。

7号議案の基準に、今、適合してるのかの問いに対し、第3条の1号に当てはまっている。

介護保険法の改正に伴い、要支援の保険が定められてるのは条例なのかの問いに対し、一面はあるが、地方分権一括法での地方でできることは地方で行う形での基準を定める条例になっていると。

被保険者9,392名なら3条の各号にある人員配置は多いのではないかと、この問いに対しては、長与町では1号から3号にある人員の倍数となると6名となるが、あくまでも原則なので現状で対応している。

第8号での基本方針はこれまでと変わっているのか、この問いに対し、これまでの方針と変わりはないが、被爆者援護サービスを明記している。

本条例と国の基準の整合性の説明を、この問いに対し、国基準の1条が条例の3条になっている。国の2条から長与町の条例5条が、以降、同じとなっている。今回の条例は要支援への対象になる事業が……。失礼しました。この答弁が続いておりました。長与町の条例5条が以降、同じとなっている。今回の条例は、要支援の対象にする事業が要支援を対象にした条例となっていると。失礼しました。ここは少し説明、省きたいと思います。申しわけありません。

次の問いに対し、居宅で自立した支援とあるが、一方的に居宅を押しつけるものではないか。この問いに対し、3条で配慮や利用者選択、目標などを掲げているので利用者の立場に立った条例だと考えている。

要支援者にこれまでどおり給付が受けられるのか。この問いに対し、今後、6次計画で検討される課題であり、受け皿づくりが必要と考えている。

さらに、包括ケアシステムも居宅で支援していくとあるが、この条例との関連は。この問いに対し、ケアシステムの大きな役割を果たすのが包括支援センターだと思う。

また、地域ケアシステムは支援に30分以内に到達するとなっているが、対応できるのか。この問いに対し、高齢者の集まる場所などへの支援の対応が30分以内に行ける環境にあると思う。

目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならないとあるが、目標を持たされて目的達成で支援給付が減るのではないかと懸念があると言われている。どう考えるか。この問いに対し、目標が達成することで改善することは利用者にとってもよいことだと思う。

第3条の被爆者援護サービスとあるが、何が変わるのかの問いに対し、これまでどおり被爆者と介護の給付と分かれるところがあり、支援としては変わっていない。以上のような質疑が行われました。

討論では、7号は国の基準に沿った対応なので賛成すると討論があり、採

決の結果、全会一致で可決と決しました。

8号については、条例は自立性を高める条例であり賛成する、このような討論が行われ、採決の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第9号、長与町介護保険条例の一部を改正する条例については、3月10日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、松浦介護保険課長ほか関係職員を招き、審査を行いました。

提案理由の説明では、介護保険は3年を1期として運営しており、26年度は第5期の最終年度となっている。27年度から29年度の計画を5回の運営協議会を開催し、第6期の総合計画を策定した。この策定した計画に基づき保険料を改定する条例であると。介護保険法の改正で保険料の段階が6段階から9段階に変わったため、14条全てを改正すると説明を受け、質疑を行いました。

主な質疑は、第5期から第6期の9段階の移行数はどのようになっているか、この問いに対し、第5期の1段階、2段階が6期の1段階へ、1,455人、5期の3段階が6期の2段階へ、447人、4段階が3段階へ、487人、5段階が4段階へ、1,820人、6段階が5段階へ、1,034人、7段階が6段階へ、1,019人、8段階が7段階へ、1,278人、9段階が8段階へ、863人、10段階が9段階へ、714人となっている。基準額が上がった理由は何か。この問いに対し、27年から29年までの保険料給付総額を推計し、国や県からの負担額を除き、保険料の収納必要額を求めて収納率、保険者の所得などを算出し、今回の保険料となったと。

収納率が算出根拠どおりに集まらなかったらどうするのか。この問いに対しては、給付費が足りない場合は県に基金があり借りることになる。

基準額までは変わらない人数だが、6段階以降の人数の変化はなぜか。この問いに対し、6段階以降が所得の基準の変更が行われた。

27年度から29年度の標準給付総額は幾らになっているか、この問いに対し、85億1,026万4,458円となっている。

今回の保険料改定は1万円を超える値上げになる方もいる。どうしてか。この問いに対しては、国の施行令で定められているのでこのようになっている。

町独自で繰り入れをし、保険料を抑えることはできなかったのか。この問いに対しては、介護保険法の中で一般会計からの繰り入れはできないようになっている。以上のような質疑が行われました。

討論では、賛成討論が、高齢者がふえる中、保険料が増額されるのは仕方がない、このような討論が行われ、採決の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第16号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、議案第17号、長与町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例を一括議題とし、3月11日、委員全員出席のもと、説明員に黒田教育長、和泉教育委員会次長、谷本教育委員会総務課長ほか関係職員の出席を求め、審査を行いました。

提案理由の説明では、16号では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が4月1日から施行されることに伴い、条例を改正し、あわせて教育長の期末手当を改正するものである。17号では、同じく地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が4月1日から施行されることに伴い、教育委員の定数を5人から4人に変更する、このような説明を受けました。

主な質疑では、教育長の施行後はどうなるのか。この問いに対し、教育長の任期中は今の体制のまま教育行政を行っていく。

第7条の職務に専念する義務の免除とは何か。この問いに対し、教育長は特別職でありながら、改正で、職務上は一般職の規定もあり、この項はそれに対応するものである。

免除規定の項目はなぜ必要なのか。この問いに対し、一般職にも免除規定があり、今後は教育長の業務にも当てはまるためである。

期末手当の引き上げはなぜ今の時期か、この問いに対し、本町の期末手当の支給率は長い間据え置いてきたので今回に至った。

期末手当の引き上げは業績に評価があるのか。この問いに対し、特別職は人事評価がないので業績での評価はしていない。

新しい教育長が業務を行う時期はいつになるのか。この問いに対し、現教育長の任期以降になり、現時点では28年10月1日からになる。

教育委員長はどうなるのか。この問いに対し、教育委員長は1年の任期で1年ごとに選任している。仮に新体制の教育長が任期についても、現教育委員長の教育委員の任期がある限り、教育委員としての職務は残る。

現行体制での教育行政の課題の責任者はどうなるのか。この問いに対し、現体制も新体制も教育長の責任で対応している。

これまでの教育委員会の体制で新体制に移行しなければならない課題があると思うか。この問いに対し、現状の教育委員会の体制は新しく変わる法律の先取りの取り組みを行ってきた。特に大きく変わることはないと考えている。

懸念されていた首長の権限が強くなると言われるが、どう考えるか。この問いに対し、首長の権限が教育行政への影響がどうかかわっていくか課題と思っていたが、総合教育会議という合議体ができたことで心配することはないと思う。

このような体制になることに懸念はないか。この問いに対し、町長から任命される教育長の権限が強くなるのではなく、今後も教育委員などの協議が必要なので懸念はないと思う。

討論では、主な以上な質疑が行われ、討論では、議案第16号、賛成討論が教育長の期末手当引き上げはみずから引き上げを提案することもできず、今回の提案はやむを得ないと考え賛成する。このような討論がなされ、採決の結果、全会一致で可決と決しました。

議案第17号では、討論で、賛成討論が、現教育現場、教育課題を迅速に解決できる体制になると思う。首長の権限強化もあるが、質疑の中で問題な

いと説明もあり賛成する。

このような討論が行われ、採決の結果、全会一致で可決と決しました。
以上、報告いたします。

議 長

(山口経正議員)

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第4号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第5号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第6号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第7号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第8号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第9号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第16号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第17号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

場内の時計で10時50分まで休憩します。

(休憩10時37分～10時50分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開します。

これから、議案第4号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第7、議案第4号、長与町特定教育保育施設の利用者負担に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第5号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから、日程第8、議案第5号、長与町立保育所条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第6号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第9、議案第6号、長与町保育の実施に関する条例を廃止する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第7号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第10、議案第7号、長与町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第8号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

先ほど、私は委員長報告で、委員会は全会一致と報告をいたしました。委員長は委員会で裁決権がありませんので、この場で討論をさせていただきます。

ただいま議案となっています議案第8号は、今回のこの条例改正は介護保険の制度を大きく後退させる要因の一つであり、容認できない立場から反対討論を行います。

今回のこの条例改正は、要支援を介護保険制度から外し、総合事業への転換で給付費の抑制を図ろうとするのが目的であります。そこには介護の専門員もいない、ボランティアや自治会などに介護予防的な取り組みを行うことで安上がりのサービスへ流し込むこと、自立の目標を立てさせ、目標達成で状態改善とみなし、単価の低いサービスへ転換させることなど、支援が本当に必要な方に支援が行き届かない状態になりかねない制度になってしまいます。政府は、2025年の高齢者をピークに備え、高齢者を地域で支える地域包括ケアの体制を明言していますが、その内容は、国の社会保障費を抑制するための公的制度の縮小であります。今後、高齢化社会に備えるなら、公的保険の充実こそ重要になってきます。今なお、虐待や貧困など、処遇困難な高齢者が急増しています。ボランティア、自治会は本来の役割を發揮してこそ存在が重要で、保険給付の肩がわりでは利用者のニーズは満たされず、担い手は過重に苦しみ、地域の貴重な資源さえ失いかねません。今回の条例が実際に導入されれば介護難民の問題は一層深刻化することが懸念されることから、反対といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

17番、西田 敏議員。

17番 (西田 敏議員)

私は、本議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

介護予防給付サービスを保険給付から市町村事業に移行させることについて、当初から要支援者は国から切り捨てられ、切り離すことで自立への連動性や地域での生活の継続性に問題が出るのではないかなど、反対意見が多く出された地方分権一括法の一部であります。一方、ケアマネジャーに対してのアンケートで、賛成意見として団塊世代が高齢期を迎える点を考慮し、若者世代の社会保障費負担の増加を考えると、要支援者を市町村事業に移行するということは当然の成り行きと思う。また、控除の部分が破綻しつつある今、共助へと移行する過渡期のように思う。ただ、ケアサービス等における地域格差が懸念される。さらに、介護保険の財源を考えると、方向性は仕方ないのかなと思う。ただ、要支援のほうへも予防の観点から市町村事業に移行しても継続したフォローがなされることを望む。また、市町村が実施した

ほうがボランティアなどの資源も多く取り入れることができるし、市町村の特色を生かして、より自立に向けた取り組みが期待できるなどの意見も多く出されております。本議案は、こういった意見を踏まえた条例と考え、賛成いたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

8 番、川井哲雄議員。

8 番

(川井哲雄議員)

私は、議案第 8 号に賛成の立場で討論を行います。

議案第 8 号は、介護保険法の改正により、要支援者の方への国の支援体制が変わることによって、本町でも被保険者への支援体制を整備していく上において必要な条例だと思われま。条例は第 1 章の相続から第 6 章の雑則まで、条文が第 1 条から第 36 条まであります。条文中には、指定介護予防支援の事業として、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するためなどと記載されている条項もありますので、町の地域包括支援センター事業の幅が広がることが予想されます。高齢者社会となりつつある本町でも、要支援者 1、2 号の方も当然ながらふえてくると思います。今後の事業の課題としては、利用者の受け皿となる施設や雇用人員増などが考えられます。議案第 8 号を新しく制定することによって町の負担も多くなりますが、要支援者への手厚い支援を今まで以上に努力されることを期待し、賛成といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第 11、議案第 8 号、長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第 9 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18 番、河野龍二議員。

18 番

(河野龍二議員)

議案第9号も同じく、先ほど全会一致と報告をいたしました。が、裁決権が委員会ではございませんので、ここで討論を行いたいと思います。

ただいま議案となっています。議案第9号、本議案も介護保険法の改定に伴い住民負担がふえる提案であり、容認できない立場から反対討論を行います。今回の条例は、介護保険料の改定を法改正に基づき、これまで長与町では10段階あった保険料の基準を9段階に改め、また、対象者の所得金額の要件も変わる内容であります。これにより、基準額はこれまでの月額5,400円から5,661円と261円の値上げ、年間では3,100円の値上げとなります。また、所得基準の変更により現在、長与町の保険料の段階で、8段階に所属してる方で、190万円を超える所得金額があれば、現行の8万1,000円の保険料から10万1,900円に値上がりされます。何と年間2万900円もの値上げになる状態です。今でさえ、介護保険料は年金天引きが強制され、その負担の重さからも批判があり、今回の改定内容は到底容認できません。町民の立場に立って反対するものであります。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありますか。

8番、川井哲雄議員。

8番 (川井哲雄議員)

今条例に対して賛成の立場で討論を行います。

今条例は、低所得者への軽減を図るところも盛り込まれており、6段階から9段階という国の基準もあり、全体の給付額の総額による27年から29年までに必要とされる額であります。

以上、いろいろな観点から上がるところもありますが、下がる場所も盛り込まれております。以上のことから賛成の立場といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

いずれでも結構です。討論はありますか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第12、議案第9号、長与町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから、議案第16号の討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

- 18番 (河野龍二議員)
18番 18番、河野龍二議員。
(河野龍二議員)
この議案も、先ほどの議案と同様で、委員会では全会一致と報告をいたしました。委員長の裁決権が委員会にはございませんので、ここで討論を行います。
ただいま議案となっています第16号についても、反対の討論を行いたいと思います。
反対理由につきましては、先ほど議論となりました議員、町長、副町長の給与に関する条例と同じ内容であります。この定例議会では、先ほどから討論が行われてますが、職員の給与は引き下げられる、介護保険料の値上げはされ、新たな負担が町民に押しつけられる。そもそも、27年度の一般会計の予算の編成は、基金を取り崩して編成されました。町財政の厳しさがあらわれております。そうした中で、特別職や議員の給与及び報酬の引き上げは、到底住民の理解しがたい内容であります。
以上のことから、この第16号についても反対するものであります。
- 議長 (山口経正議員)
次に、賛成討論はありますか。
8番 (川井哲雄議員)
8番 議案第16号に賛成の立場で討論を行います。
委員長報告でもありましたが、さまざまな角度から協議をした結果でもあります。委員会制度も新しい法律改正に当たり、今以上に教育長の負担もかかると考えます。横並び、他市町とかいろいろ言われておりますが、あえて教育長、他横並びじゃなくて、それ以上に上げてもいいのではないかと私は考えております。それ以上に結果を出されるということもあると思います。この条例は期末手当の部分だけの改正であります。以上のことをもって賛成の立場といたします。
- 議長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありますか。
次に、賛成討論はありますか。
17番 (西田 敏議員)
17番 (西田 敏議員)
私は、本議案に対して賛成の立場で討論いたします。
先ほどから議員の報酬及び町長、副町長の報酬の改定については、私は反対をしておりましたけれども、今回のこの教育長については、私は賛成の立場でおります。というのも、こういう改定については、町長には提案権がございます。議会には議決権がございます。これによってこの改定はどうにもなるわけがございますけれども、教育長については、そのどちらもないわけですね。そういうことで、私は今回の教育委員会の制度改革もあるし、現在の教育委員会の業務は、大変多忙で課題も大きい中、教育長のこの報酬の改定については、私は賛成してもいいと思っておりますので本議案に賛成いたし

議長 ます。
(山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
いずれでも結構です。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第13、議案第16号、長与町教育委員会教育長の給与及び旅費支給並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起立多数)

議長 (山口経正議員)
起立多数。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
これから、議案第17号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)
本議案も、委員長報告では全会一致と報告をいたしました。先ほどから申しますように、委員長は委員会での裁決権がございませんので、ここで討論をさせていただきたいと思えます。

ただいま議案となっています第17号についても、反対の立場から討論を行いたいと思えます。

今ある教育委員会の制度は、政治の権力によって利用され翻弄され続けた戦前の教育の反省から生まれた制度です。本来、教育は一人一人の内面的価値に対する文化的な営みであって、子供の成長発展の観点からも多数決原理で支配する政治的影響によって支配されるべきではありません。教育内容に対する、時の政府や行政の介入は許されないので。

そこで、現在の制度では教育の民主化、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保するために首長から独立した執行機関である教育委員会が教育行政を行うことにより、教育が党派的な利害に左右されることがないように、そして合議体の委員会とすることにより一部の方の独断や恣意の介入を防ぐ仕組みとなっています。質疑の中でも本町の教育委員会の取り組みで、この体制の中で不都合なことはなく、それどころか本町の教育行政は全国に誇れるいろんな成果を発揮してきたと思えます。

今回の教育委員会の制度の改悪は、言うまでもなく安倍政権が目指す教育改革の一環であり、その狙いは、戦争をする国づくりのための人材づくりと、世界で一番企業が活動しやすい国のため人材づくりであります。そのため

に地方教育行政に政府や首長という政治権力が介入することを容易にする仕組みとなっております。教育の政治的中立性、継続性、安定性を根本から破壊するものであり、容認できない立場から、反対討論といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

8 番、川井哲雄議員。

8 番

(川井哲雄議員)

8 番。議案第 17 号に賛成の立場で討論を行います。

委員長報告でもありましたように、さまざまな角度から協議をした結果、賛成となっております。これは教育委員会制度が変わることによって、これまでの教育委員会の課題を教育委員会の改革に変えるものであり、何ら反論するところはありません。

以上をもって賛成といたします。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第 14、議案第 17 号、長与町教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 3 号、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例を議題とします。

ただいま議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

建設産業常任委員長。

建設産業
常任委員長

(山口憲一郎議員)

それでは、報告をいたします。

去る 3 月 9 日、本会議におきまして建設産業常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告をいたします。

議案第 3 号、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例につきましては、3 月 10 日、委員全員出席のもと、説明員として森建設部長、松邨都市整備課長、そのほか関係職員の出席を求め、開会后すぐに現地調査を実施し、調査終了後、質疑を行い慎重に審査をいたしました。

今回の条例は、長与中央地区都市再生整備事業の基幹事業として整備を進

めている、（仮称）多目的広場、3月中旬に完成、4月からの供用開始に伴い、条例を新しく制定する必要があるためとの説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、広場は自由に出入りできるのかとの質疑に対しては、イベント広場、ミニイベント広場は誰でも使用できる。何か催し物を行う場合は申請をし、使用料を徴収して使用してもらおう。フットサルコートは許可者のみの使用となるとの答弁でした。

また、許可の申請は体育館と役場とどちらでも行えるのかとの質疑に対しては、町民体育館、役場窓口、どちらでも行われるよう予定しているとの答弁でした。

そのほかに利用時間等については、条例に明記していないが、規則等で規定するのかとの質疑に対しては、現在、規則の案について作成しているが、そこには利用時間等について明記する予定であるとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長（山口経正議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第3号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

いずれでも結構です。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第15、議案第3号、長与シーサイドパークの設置及び管理に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山口経正議員）

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第19号、平成26年度長与町一般会計補正予算（第5号）、日程第17、議案第35号、平成26年度長与町一般会計補正予算（第6号）、日程第18、議案第24号、平成27年度長与町一般会計予算、日程第19、議案第25号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計予算を一括議題とします。

ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任
委員長

(佐藤 昇議員)

報告いたします。

去る3月9日、本会議において総務常任委員会に付託を受けました議案について審査結果を報告いたします。

議案第19号については、3月10日から11日、議案第35号については、3月11日、議案第24号については、11日から18日まで、委員全員出席のもと、説明員として鈴木副町長、中山総務部長、田島生活福祉部長、松尾企画振興部長、森建設部長、松添会計管理者、濱口議会事務局長、宮崎総務理事、益富生活福祉部理事、和泉教育委員会次長、永富教育委員会理事、その他関係職員の出席を求めて、説明を受け、質疑を行い審査しました。

議案第19号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出それぞれ3億2,100万2,000円減額し、補正後の総額を125億822万7,000円とするものであります。

歳入の主なものは、町税1億1,090万円、地方交付税1億2,100万2,000円、国庫支出金8,579万8,000円の減額、基金繰入金3億3,256万7,000円の減額、諸収入9,875万5,000円、町債2億5,896万2,000円の減額補正であります。

歳出では、総務費が1,172万9,000円の減額、土木費が2億5,856万1,000円の減額、公債費が2,976万4,000円の減額であります。

主な質疑として、町民税が増額になった理由は何かという質疑に対し、9,000名で試算していたが9,740名になり、740名の差額分であるとの答弁でした。

退職手当負担金調整金8,962万9,000円の内容はという質疑に対し、基金の一部を取り崩して分配した。30億円を原資として平成16年度以前の合併前と16年度以降の合併後の両方で計算し、過払い金を清算した。

過払い金の一部の清算と思うが、長与町の過払い金の総額は幾らかという質疑に対し、約10億7,800万円であり、損をしないように今後も協議していくとの答弁でした。

じんかい車リース料の債務負担行為が廃止になったのはなぜかという質疑に対し、直営班がいなくなり、委託している業者がリース契約するほうがよいと判断したとの答弁でした。

繰越明許費の保育所緊急整備事業補助金9,924万8,000円は総事業費の何%ぐらいになるのかという質疑に対し、補助対象事業費の4分の3であるとの答弁でした。

新保育所について詳細はどうなっているのかという質疑に対し、フレンド幼稚園を運営している法人が榎の鼻の新しい団地におおとり保育園を開所する。定員60名で9月開設を目指しているとの答弁でした。

長与小学校のグラウンド工事はいつ完了するのかという質疑に対し、建築が3月27日、土木が3月30日までに完成予定であるとの答弁でした。

都市整備の件で、国の内示の減で減額補正されており工事の進捗が心配さ

れるが、今後の見通しはどうかという質疑に対し、要望はしたが減額された。これは本町だけではなく全国的なものである。今後の見通しははっきりわからないが厳しいと思う。東日本大震災関連へ行っているのではと思うとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、平成28年度長与町一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ1億1,258万2,000円を追加し、補正後の総額は126億2,080万9,000円とし、地方消費税交付金と国庫補助金を原資に、地方創生事業として農産物加工施設整備事業に4,000万円、プレミアム付き商品券発行事業に約4,100万円、住宅・店舗リフォーム助成事業に約2,000万円、LED電球等購入費補助事業に500万円などでありました。

主な質疑として、ブックスタートはいつから開始になり、絵本の選定はどうするのかという質疑に対し、8月から始めたい、選定はNPO法人ブックスタートがあるので、そこを利用したいとの答弁でした。

地方創生事業に向けて有識者会議委員が10人程度選任されるが、これまで同じ人が幾つもの委員を……。

失礼しました。議案番号第35号、その後、平成26年度を私は28年度と言ったみたいですので訂正します、失礼しました。

同じ人が幾つもの委員を兼務していて、議論が同じような方向に進むことが懸念されるがどうかという質疑に対し、さまざまな人をお願いし多様な意見を聞きたい。総合計画の策定期期でもあるので、整合性を考えて総合開発審議会から2名程度はお願いしたいとの答弁でした。

農産物加工施設の詳細を知らせてくれという質疑に対し、シーサイドストリートとして打ち出している現在のまんてんに、農産物加工所とオリーブの加工所が入った建物をつくるとの答弁でした。

プレミアム付き商品券4,100万円の内容はという質疑に対し、商工会に補助金を出して20%のプレミアムがつく商品券をつくる、夏までには販売したい、販売期間は半年と考えているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、平成27年度長与町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ117億3,982万円で、対前年比1%の減額でありました。

歳入では、地方消費税交付金が3億3,500万円から5億1,300万円、対前年比53.1%の増額、繰入金11億5,377万9,000円から7億3,851万円へ、36%の減額、町債が15億5,869万4,000円から11億2,490万円へ、27.8%の減額。

歳出では、総務費が15億3,042万1,000円から14億581万6,000円へ、対前年比8.1%の減額、民生費が38億5,498万3,000円から43億4,391万4,000円へ、12.7%の増額、衛生費が10億6,868万7,000円から8億9,363万9,000円へ、16.4%の減額、土木費が21億1,316万5,000円から17億5,274

万8,000円へ、17.1%の減額、公債費が16億9,096万円から12億8,716万6,000円へ、23.9%の減額でありました。

主な質疑として、コンビニ収納について、収納率のアップにつながると考えているのかという質疑に対し、利便性の向上が主であり、収納率のアップには余りつながらないと考えているとの答弁でした。

地方消費税交付金5億1,300万円と社会保障費との関係はどうなるのかという質疑に対し、もともと5%の消費税のうち1%が交付金として交付されていたが、8%になったのでその増加分、約2億4,300万円を社会保障の財源に充てるようになっている。交付金は全て一般財源で受け入れるので、間違いなくきちんと使っていることをはっきりさせるため、議会にも示すように指導されているので、主要な施策の40ページに記載したとの答弁でした。

I C Tモデル事業は27年度が最終年度だが、28年度以降はどうするのかという質疑に対し、利用者の意見を聞きながら決定したいとの答弁でした。

商工会館の整備費として90万円計上してあるが、税金から出す必要性は何かという質疑に対し、建設時と改修時の2回補助金を出している過去の経緯を踏まえて計上したとの答弁でした。

焼却施設をつくったことによる削減額はどれぐらい見込んでいるのかという質疑に対し、約4,000万見込んでいるが、それ以上削減されるのではと考えているとの答弁でした。

臨時福祉給付金と子育て世代臨時給付金の26年度の申請状況はという質疑に対し、申請率が伸びず期間を延長した経緯もある。未申請者には書類でも知らせた。その結果、臨時福祉給付金は対象者6,708名に対し、未申請者1,374名、申請率79.8%であった。子育て世帯給付金については、対象者5,685名、未申請者54名、94.1%の申請率であったが、この数字には公務員は含まれていないとの答弁でした。

ねりんピックの概要を示してほしいという質疑に対し、10月中旬の2日間、芝生広場で開催する。180名程度の参加を見込んでいる。審判を10名養成するとの答弁でした。

不登校児童の状況はどうなっているのかという質疑に対し、25年度で19名、26年度で13名と把握している。そのうち2名が適応指導教室を利用している。不登校の理由はさまざまで、いぶきという教室がありますよという働きかけや、頻繁に家庭訪問し相談や状況の把握に努めているとの答弁でした。

新図書館建設に向けて目的基金をつくり少しずつ積むべきと考えるがどうかという質疑に対し、図書基金約7,000万円は図書購入のための目的基金なので、建設に向けて設置したいと思うとの答弁でした。

スポーツ振興くじ助成金3,000万円は、t o t oからの助成であるとの説明だが、採択されなかったらゼロである、この計上方法でよいのかという質疑に対し、全国的にそのようにしていると聞いている。テニスコートの人工芝の張りかえで申請している。テニスコートの利用率はよく、収入も上

がっている。各種大会も開かれているので、採択される可能性は高いと思うとの答弁でした。

町営住宅調査委託料400万円の内容はという質疑に対し、昨年、長寿命化の調査で岡岬町営住宅が一番劣化が進んでいるとの判定が出た。今回は外壁の補修をするため、調査設計委託料であるとの答弁でした。

土地区画整理事業へ約6億円繰り出しているが、今度どうなっていくのかという質疑に対し、29年度までの事業であるが、見直しをして32年度までになる。国の交付が希望どおり交付されなかつたりするので予算が厳しい、部分発注して非効率的だったものを、工法を見直すなどして費用がかからないようにしていきたいとの答弁でした。

慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計予算につきましては、3月10日、委員全員出席のもと、説明員として中山総務部長、迎管財課長、その他関係職員の出席を求めて、説明を受け、質疑を行い審査しました。

歳入歳出それぞれ697万6,000円で、26年度とほぼ同様な予算でありました。

主な質疑として、定期駐車のお座振替の割合はどうかという質疑に対し、約50%であるとのことでした。

審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議長 (山口経正議員)

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第19号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第35号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第24号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案25号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第19号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第19号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第5号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第35号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

2番、安部 都議員。

2番

(安部 都議員)

議案第35号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第6号)に賛成の立場で討論いたします。

この補正予算は、地域住民生活等緊急支援のための交付金であります。総務管理費事業の子育て応援環境整備事業はベビーベッドの無料貸し出しなど、保護者にとって生活、子育て支援となり、出生率を挙げていくことにも拍車をかける一助となります。

ブックスタート事業は、三、四カ月の乳児に対する本の読み聞かせと2冊の本のプレゼントであります。私がこの4年間の一般質問でも力を入れて質問してる事業なので大変うれしく、また子供たちの健やかな育成のための有意義な予算であることから、一日も早く実施されることを望み、国からの交付金が単年度の予算であっても、町独自の予算で今後も恒久的に継続されることを期待いたします。

農産物加工施設整備事業では、加工所の構築の予算であります。本町での6次産業による地場産業の拡大と農業者の受け皿となる法人の構築によりブランド化が見込まれ、地域振興に寄与するものと期待されます。

商工費の住宅・店舗リフォーム助成事業は、26年度の当初予算では予算化されておりましたので残念に思っておりましたが、今回、倍の2,353万1,000円の予算が計上されました。また、今回個人住宅のみならず店舗まで拡大されたことにより、経済波及効果もこれまで以上に見込まれることとなります。よって、個人事業の進展と活性化、町の経済波及効果を期待いたします。

よって、本補正予算に賛成といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

16番、堤 理志議員。

16番

(堤 理志議員)

16番。議案第35号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第6号)について、賛成の立場から討論を行います。

私は一般質問で、今回の地方創生関連の国の補正予算は活用の仕方によっては住民の要望に応え得る財源となる、その問題ともう一つ、自治体の集約

化の両面があるということを示し上げました。今回、プレミアム率の高い商品券、住宅・店舗リフォーム助成、LED電球購入補助、ベビー用品の貸し出し、農産物加工所の移転整備などは住民の利益にかない、大いに評価ができる内容であります。政府が示した厳しい時間的制約の中で予算編成に大変な御苦勞をされたことと思いますが、敬意を表したいというふうに思います。

これらの事業は地元の活性化が目的でありますから、今後、広報のためのチラシを作成し配布するなどという説明もございました。ぜひそういった際の印刷等についても可能な限り町内の事業所に発注し、そしてそういったことも仕事おこしにつなげていただきたいというふうに思います。

一方、私が懸念しているもう一方の問題、広域連携に係る総合戦略の策定は、私はよく留意すべき問題があるというふうに思っております。市町村合併は住民と行政の距離が遠くなって、行政サービスを行う上でデメリットが大きいということで、本町は自分たちの地域の自治は自分たちで行う単独の町政を選択をいたしました。一方で国、それから財務省は市町村合併や道州制を推進し、一貫して地方自治のリストラ、集約化を進める、この姿勢は崩しておりません。自治体として形だけ残ったとしても、現実的に財源や権限を奪われてしまつては、本当の自治とは言えません。小さな自治体は合理的でない、このような思想は住民を大切に政治と両立し得ません。

今後の協議の中で住民の幸せを第一に考え、長いものに巻かれる誇りある町政を貫く、そういう姿勢で事に当たる必要がある、このことを申し上げて賛成の討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

いずれでも結構です。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第35号、平成26年度長与町一般会計補正予算(第6号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第24号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番 (堤理志議員)

16番。議案第24号、長与町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

反対討論ではありますが、まず評価できる点について、幾つか述べさせていただきます。

さまざまな経費の削減策を計画し、行政サービスの主体であります主権者であります住民に負担を向けることなくさまざまな予算を捻出する、そういう努力を凶っている点が見受けられますが、ここは評価できるのではないかと思います。

さらに、被爆70周年に向けての平和事業を検討されていること、保育所等の増設による待機児童の解消であるとか、また町道や危険なのり面の安全対策、維持管理費をしっかりと計上していること、また給食調理場の炊飯システムの改修、長与小学校体育館のつり天井の撤去工事、こうしたさまざまな住民の安全策、住民の要望に沿う施策が見受けられます。これら以外にも委員会審査の中で具体的に述べたものもあります、さまざま積極的に推進すべき内容もございます。

一方で懸念される点として、ICTモデル事業があります。現在の状況をお聞きしますと、効果と町の財政の面から、今後この事業は真に必要な方に絞っていく、そういう必要があるのではないかというふうに考えます。

また、臨時福祉給付金の支給であります、これは国が決めた制度とはいえ、消費税の増税対策として低所得者世帯へわずか6,000円、中学生や高校生の1カ月分のお小遣い程度の、これは1回のみ支給するという制度であります、福祉としての効果が極めて限定的であります。さらにこの6,000円支給するに当たるコストが1,700円かかるそうではありますが、それだけにとどまらず委員会での質疑によりますと、対象者を把握したり審査をするのに大変な手間がかかるために、担当職員に過度の負担がかかることが想定されています。心身の健康への影響が懸念されるぐらい、時間外勤務が避けられないという見込みがございます。職員の健康の面からも、これに対するサポート体制の充実が必要であります。

そして、この反対の理由として容認できないものは、以前から指摘をさせていただいております2つの大型事業、西高田街路事業、さらに高田南土地地区画整理事業への一般会計の繰り出しであります。西高田線は1キロ強の道路に40億円の巨費を投じる内容であります。この事業の起点に当たる役場前に今、橋が建設がなされておりますけれども、周辺住民を今後建設が予定されております大型商業施設に誘導する効果を果たすものであり、ストロー効果と、これは経済用語で言う言葉がありますが、これによりまして既存の商店街に大きな打撃を与えるものというふうに考えます。

また、一般会計から繰り出しがあります高田南土地地区画整理事業も、これまで工期の延長を繰り返してきましたが、平成29年完成予定からさらに3年伸び、32年までの計画の延長を余儀なくされています。国からの補助金の減額がされておりますけれども、今後、町が要望する補助金確保は期待できない、こうしたことから工期がまたさらにどうなるのかさっぱりわからない状況であります。これらの事業が町政の大きなネックになって、そして本当に必要なさまざまな教育の予算であるとか、また施設の増改築の改修予算、

議 長

こういったものの財源を確保するのにネックとなっております。こうしたことは繰り返し指摘をしておりましたけれども、ますます現実味を帯びてきております。

以上のこうした見過ごすことができない内容が含まれており、本議案に反対をいたします。

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

1 番、饗庭敦子議員。

1 番

(饗庭敦子議員)

私は議案第 24 号、平成 27 年度長与町一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

一般会計予算は、前年比約 3.9% 減、額にして約 4 億 7,200 万円少なくなっております。大変厳しい財政状況の中、基金の取り崩しによる予算編成と言われておりますが、予算編成に関して経費の節減の努力について評価いたします。総務費の結婚相談事業では、1 組が結婚され、長与町にお住まいになるということで、定住人口への増加につながり、今後も大変期待できます。

また、納付に関しましては、基幹システムの変更によりコンビニエンスストアでの納付が可能になり、利便性の向上を図り、収納率の向上及び事務の効率化を目指すことは、住民サービスにつながると思います。

次に、環境対策では、ごみ焼却施設が計画どおり 4 月から稼働され、資源化物の回収も環境問題を第一に考え、高齢者等のごみ出し弱者対策を初めとし、より取り組みやすい拠点回収に向けての改善策など評価できます。

次に、町長が最優先すると言われていた子育て支援対策について、子ども・子育て支援新制度の移行に伴い、認定こども園が 1 園、認定保育園が 2 園、放課後児童クラブが 1 クラブ開設され、待機児童がゼロになることでした。仕事をもちながら子育てをしなければならない世帯のニーズを組んだ施策はとても評価できるものです。しかし、放課後児童クラブに行きたくても経済的な事情で行けない子供たち、この子供たちの居場所も考えているような対策を考えていただきたいと思っております。

小学校で要保護・準要保護児童就学援助費を受け取って通ってらっしゃる子供さんが、放課後になると援助が受けられなく、放課後をどこで過ごそうかというようなこともあるかと思えます。学校と福祉というものが区切られているように私は感じます。このようなことから貧困に連鎖になってしまうのではないかと危惧いたします。子供たちの多くの可能性を広げ、大人の事情で差別されることなく明るい未来へつなぐために、所管ごとではなくいろんな連携をとり予算編成をされるよう要望いたします。

もう一点、心の相談員、親と子の相談員など、相談に関する予算は例年と同じでした。相談件数も年々ふえております。佐世保で起きた事件を初め、残虐な事件も相談できていたら、相談する人がいたら防ぐことができたこともあると思えます。相談員、相談できる場所など、相談体制の強化をするた

めの予算増額を要望いたします。

最後になります。町民のニーズをしっかりと把握することに努め、縦割り行政ではなく所管を超えた横つなりの連携を目指し、きめ細やかな住民サービスを常に意識して予算執行に当たっていただきたいと思っております。

以上のように、平成27年度一般会計予算を総合的に考慮し、議案第24号に賛成討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

2番、安部 都議員。

2番

(安部 都議員)

議案第24号に賛成の立場から討論いたします。

平成27年度の一般会計予算の議会費では、赤外線マイクシステムを導入することで事務の効率化、スピード化とコストダウンも見込まれ、より早く住民に情報提供できることとなります。

社会福祉費の扶助費については、住民の生の声を聞き、実際のニーズに応える福祉行政が望まれます。

児童福祉費では、子ども・子育て支援新制度が27年度4月より開始されることにより、子ども・子育て会議も設置され、また上長与幼稚園の認定こども園も導入、ひかり保育園の認可外から認可保育園になり、また4月にはおおとり学童クラブも開園され、榎の鼻団地にはおおとり保育園も9月に開園されることとなります。今後、待機児童も解消され、子供たちの健やかな育成と保護者にとって使い勝手のよい新制度となり、町の特性を生かした取り組みを今後期待いたします。

新しい事業としまして、老人福祉費の来年10月、2日間開催されますねりんピック補助金のターゲットバードゴルフは、高齢者の趣味と健康維持のための事業として盛会に終了することを期待いたします。

また、3月に開所されました特別養護老人ホームかがやきは、福祉施設の避難所も設置し、地域との触れ合いを充実した特養です。本町では、待機特養者が150人いますので、今後どのように高齢者問題を対処できるかがこれからの課題となります。

今後は分権改革により自治体が条例により決定し、地域の実情と必要に応じて政策転換を可能といたします。予算、計画など、職員が町の課題を把握し解決する、政策立案能力がますます必要となります。本町は職員数が少ない中、若い職員にスキル、ノウハウをどう身につけていくかがこれからの課題となるでしょう。地方自治法252条の7第1項に基づき政務法務課を設置し、再任用職員は指導監査へ、また若い職員は企画立案など担当するなど、今後の対策を勘案したらいかがでしょうか。

総合的に見て、本予算は適切に計上されていることから、賛成といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第24号、平成27年度長与町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第25号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第19、議案第25号、平成27年度長与町駐車場事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

場内の時計で13時まで休憩いたします。

(休憩11時58分～13時00分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第20、議案第20号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、日程第21、議案第26号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計予算、日程第22、議案第27号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計予算、日程第23、議案第28号、平成27年度長与町介護保険特別会計予算を一括議題とします。

ただいま一括議題としております議案について、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

文教厚生
常任委員長 (河野龍二議員)

それでは、3月9日、本会議におきまして文教厚生常任委員会に付託を受

けました議案の審査について報告をいたします。

議案第20号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件につきましては、3月11日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、松浦介護保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査を行いました。

提案理由の説明は、歳入歳出それぞれ416万1,000円を追加し、総額を4億2,409万6,000円にするもので、最終見込み及び確定に伴う補正だと説明を受けました。

主な質疑ですが、保険料の減額が移動によりという説明だったがどのような理由か、この問いに対し、75歳になると後期高齢者保健医療の被保険者に誕生日が来ることになるので、そのたびに移動がある、このように答えがありました。

保険料の700万の減額は、保険料の多い方が亡くなっていたりしているのが背景か、この問いに対し、そのように想定してる、以上のような質疑が行われました。

採決の結果、全会一致で原案可決としました。

続きまして、議案第26号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計予算については、3月12日、13日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、森川健康保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査を行いました。

提案理由では、歳入歳出それぞれ49億7,081万6,000円とし、1款保険税収入を8億580万8,000円に、3款国庫支出金を11億547万7,000円、5款前期高齢者交付金を12億7,095万5,000円に、7款共同事業交付金を10億1,888万4,000円。

歳出では、2款保険給付費に31億147万5,000円に、共同事業拠出金では10億637万7,000円に、保健事業費に4,616万5,000円と説明を受けました。特に共同事業交付金並びに共同事業拠出金の増額は、27年度から保険財政安定化事業の対象が1円から80万円以下に変更され、交付金の対象となる医療費がふえた、これにより全ての医療費を市町の国保間でお互いに支え合う仕組みとなったと詳しい説明を受けました。

主な質疑では、これまで24年度に保険税の引き上げが行われ、27年度には再度保険税の改定が必要と説明してきたが、今回改定を見送った理由は何か、この問いに対し、県の単一化に向け国の財源が一部社会保障に回らされた、これまではそのことが不明だったので改定を考えていたが、26年度については値上げせず行えると判断した。

また、収納推進専門員としてファイナンシャルプランナーの雇用があるがどのような内容か、この問いに対し、大村市市役所の退職者を専門員として雇用し、保険税の対応をしていきたい。

ファイナンシャルプランナーはほかの自治体でも効果が上がっているのか、この問いに対し、今回雇用する方が大村市で多くの経験を積んできた。すぐに効果が出るとは思わないが、取り組んでいきたい。

滞納者への対応は生活再建が必要だと思う、そのような立場で相談に乗るのか、この問いに対し、予定しているファイナンシャルプランナーもすぐには効果が出ないと言っているが、生活再建をしていただくことを念頭に考えたことだと思う。国保の場合、生活再建がなければ税の納付が困難な方が多いと思うので取り組んでいきたい。

一般会計での雇用は考えられなかったのか、この問いに対し、県の国保会計に対する調整交付金で対応できたので、国保会計の中で雇用とした。

コンビニ収納の確認は各課で行うのか、この問いに対し、情報管理課端末で毎日納付された速報値に基づいて仮消し込みを行い、その後、納付金が来た場合、確定に基づき消し込みを行う作業を行う。

コンビニ収納対象者はどれぐらいか、この問いに対し、納付書発送枚数を1万9,000枚と予定しており、6割の方が利用すると考えている。

特定健診目標を50%にしているがどのように取り組むのか、この問いに対し、一度も健診を受けてない人、未受診者の人などに電話で受診を働きかける、電話が通じない世帯には保健師が訪問するように取り組んでいる。あとは健診の場所の広域化が必要と考えて取り組んでいきたい。

今回の予算の重点課題は何か、この問いに対し、医療費抑制が健康保険課の課題と考え、重症化予防の取り組みで人工透析などの重症化にならないよう、健康診断を通じて予防事業を進めていきたい。以上のような質疑が行われました。

討論では、健康維持、国保滞納者の対策など期待できる予算と判断し、賛成という討論が出され、採決結果、全会一致で可決することを決しました。

続きまして、議案第27号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計予算については、3月11日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、松浦介護保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査を行いました。

提案理由の説明では、歳入歳出予算それぞれ4億3,373万8,000円とし、保険料では3億5,034万2,000円に、広域連合納付金では4億2,573万4,000円にすると説明を受けました。

主な質疑では、後期高齢者医療特別会計の制度で26年度と変更したところがないのか、この問いに対し、制度の変更点はない。

特別徴収と普通徴収の割合をどのように見ているのか、この問いに対し、特別徴収は65%、普通徴収は35%と見込んでいる。

普通徴収はふえると見込んでいるのか、この問いに対し、27年2月で普通徴収が35.47%となっているので、少ないと見ている。

保険基盤安定化繰入金が増額は、低所得者がふえると見込んでいるのか、この問いに対し、連合が見込んで出している数字である。均等割対象者が51%の2,230人、所得割対象者が7.8%の340人と見ている。

コンビニ収納手数料はどのような契約になるのか、この問いに対し、情報管理課が各町内の税、保険料をまとめて契約している。

契約の相手先はどこになるのか、この問いに対し、地銀ネットワークと契約することになる。

どれぐらいの収納を見込んでいるのか、この問いに対しては、3,200通の納付書のうち65%の2,080件を見込んでいる。

現在の普通徴収の内訳はどうか、この問いに対し、口座の引き落としが655人、納付書の納入が223人となっている。

以上のような質疑が出され、討論では賛成討論として、コンビニ収納など新しい形で制度の運営をしていくことに期待したい、このような討論が出され、採決の結果、全会一致で可決と決しました。

続きまして、議案第28号、平成27年度長与町介護保険特別会計予算については、3月11日、委員全員出席のもと、説明員として田島生活福祉部長、松浦介護保険課長ほか関係職員の出席を求め、審査を行いました。

提案理由の説明では、27年度の予算は保険事業勘定で歳入歳出総額を27億5,515万7,000円とし、サービス事業勘定では歳入歳出総額を2,166万2,000円という提案があり、質疑を行いました。

主な質疑では、27年度の被保険者数、認定者数の予測はどれぐらいにしているのか、この問いに対し、被保険者で9,647人、認定者を1,804人と想定している。

今後ともふえ続ける予測か、この問いに対しては、ピークは平成37年に1万2,000人程度と予測している。

国の計画では保険料の軽減対象を三段階までふやす予定ではなかったか、この問いに対し、国は三段階まで保険料を軽減する考えであったが、財源を消費税の10%増税で賄おうとしていたもので、増税がなく、一段階までにとどまった。

預貯金の照会手数料は何人分を予定しているのか、この問いに対し、130件を予定している。

この預貯金照会は本人及び配偶者の預貯金や所得があれば利用料が2割負担になるための預貯金照会を行うのか、この問いに対し、今回の制度改正の施設利用者の利用料の調査のためである。

資産の場合、どこまでが対象になるのか、この問いに対し、世帯であれば夫婦の預貯金が対象になる。

世帯が分離していても対象になるのか、この問いに対し、今回の制度はそうになっている。

さらに、医師の意見書作成手数料は本来認定を受けようとする人が支払うべきではないか、この問いに対し、当初は被保険者からの保険料で賄っている、このような答弁でしたが、予算書の中の質疑をしていくと、その他の一般会計繰入金で充当されることがわかりました。その中で意見書の作成手数料の負担は本人から徴収すべきものではないとなっており、一般会計で補っているという答弁がありました。

続いて、サポーターポイント制度の減額はなぜか、この問いに対し、26年度から始めたが申し込みが少なく、今回減額とした。

予算をふやし登録をふやす考えはなかったのか、この問いに対し、検討したが昨年の予算が大きく見積もっていたので減額とした。活動範囲もふやし、

登録が多くなるように取り組みたいという答弁でした。

包括支援センターの事務作業をする場所が手狭だと思う、今後の考え方はどうなのか、この問いに対し、現状、介護保険課は手狭である、人間的にも限界である、今後の事業量を考えると包括支援センターの役割が大きく高まってくるので、そこが決まってくれば対応せざるを得ないと考えている。

以上のような質疑が行われました。

討論では、6期の始まりであり、介護に必要な予算が組まれており、サポーター制度の減額が気になるが、必要な予算と考え、賛成とする、以上のような討論が出され、採決の結果、全会一致で可決することと決しました。

以上、報告いたします。

議長

(山口経正議員)

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第20号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第26号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第27号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第28号についての質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第20号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

賛成、反対、いずれでも結構です。討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第20、議案第20号、平成26年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第26号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

18番。ただいま議題となっています議案第26号について、賛成の討論

を行います。

私はこれまで国民健康保険特別会計については何度か反対をしてきました。しかしこの間、ずっと反対をしてきたわけではありません。以前は長与町で基金を補填し、保険税の値上げを抑えてきた予算に対しては賛成もしてまいりました。今回の賛成理由についても、これまで27年度の保険税の値上げを検討せざるを得ないという状況の中で、今回引き上げをしなかったということは評価したいというふうに思います。

しかし、依然として保険税の負担は重い状態が続いています。今夏の予算では特定健診の目標も50%と掲げ、予防事業に取り組む医療費の増加対策を予定しております。医療費の減額は国保会計予防事業に協力する被保険者の協力なくしてはできません。被保険者のこうした努力に対する負担軽減も、今後は検討すべきだというふうに思います。

また、今後、国保会計の県の単一化は多くの問題を抱えております。被保険者の声を十分聞き、十分な検討していただくことを要望いたしまして、賛成討論といたします。

議長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

いずれでも結構です。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第21、議案第26号、平成27年度長与町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第27号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番 (河野龍二議員)

18番。ただいま議案となっています27号について、私が、失礼しました、その前に、先ほど委員会報告を全会一致という報告をいたしました。委員長は委員会での裁決権がございませんので、ここで討論をさせていただきます。

今、議題となっています27号の件について、反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳になると自動的に高齢者が加入させられます。そして2年ごとに保険料の見直しが行われます。その保険料は、高齢者がふえるたびに医療費が増額し、必然的に保険料が引き上げられます。この

制度の導入に当たっては、平成のうば捨て山制度と国民の批判が集中し、当時の民主党政権下では廃止が公約され、その後、民主党、自民党、公明党の3党協議に及び、社会保障制度改革国民会議の議論へと棚上げされ、事実上見送られてきております。

後期高齢者医療制度では、収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課せられます。保険料の負担の抑制は医療費の内容を切り下げか、また十分な医療を受けようと思えば保険料が値上がりする、どちらをとっても痛みしかない選択を加入者は迫られています。後期高齢者医療制度を直ちに廃止するとともに、国の責任を明確にして安心してお年寄りが医療にかかわれる制度設計をすることを求めて、反対討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

3番、内村博法議員。

3番

(内村博法議員)

私は議案第27号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、平成20年度から75歳以上を対象として行われている保険制度であります。現在、高齢者の医療確保に関する法律などに基つき、長崎県後期高齢者医療広域連合や各市町村で運営されております。今後、高齢化の進行による被保険者数の増加、医療技術の高度化による医療費の増加などにより、医療費がますます増大することが予想されます。

このため、現在医療費の増加を抑制するため、データヘルス計画の推進や保健事業としての健康診査事業や各種健康支援事業などが実施されております。引き続き町としては高齢者の皆様の健康を守っていくために、この制度の適正な事務執行をお願いしたいと思います。

なお、この後期高齢者制度につきましては、今後低所得者に対する保険料軽減措置のさらなる配慮など、よりよい制度になることを期待して、私の賛成討論といたします。

議長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

9番、森 謙二議員。

9番

(森 謙二議員)

9番。賛成の立場から討論いたします。

介護保険の国の方針が変更されたことにより、第1号被保険者にとって負担が増す結果となりましたが、一方、支払い基金からの交付割合が下げられて、第2号被保険者の負担が下がる政策が見受けられました。今の介護保険のポイントの一つは、財源の確保に……(発言する者あり)あ、失礼しました。訂正いたします。

賛成の立場から討論いたします。

まず、本予算は制度に従って組まれておりました。

次に、コンビニ収納については、収納の利便性を高めることで多くの被保険者に公平な負担を要請するものとなり、町の取り組みを評価いたします。これは国保会計、介護保険会計も同様であります。以上です。

議 長

(山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

いずれでも結構です。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第22、議案第27号、平成27年度長与町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議 長

(山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第28号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

18番、河野龍二議員。

18番

(河野龍二議員)

18番。本議案も、先ほどの委員長報告では全会一致という報告をいたしました。委員長の裁決権がありませんので、この場で討論を行いたいと思います。

ただいま議題となっています議案第28号について、反対の討論を行います。

今回の予算編成は先ほどの議案でもありましたように、介護保険法の改定に伴う予算編成であります。

その中身は、まず第一に、先ほども指摘しました保険料の値上げのもとで組まれた予算であることでもあります。さきの議案でも述べましたように、最大で2万円以上も引き上げる保険料は住民を不安を募らすだけであります。さらに今回の予算では、第2に、利用料を配偶者の資産や所得で判断され、これまでの1割負担から、預貯金や所得があれば2割負担に引き上げられます。そして第3には、8月から介護施設の食費、居住費の対象の制限も実施される予定です。高齢化が進む今の社会現状では、介護を必要な方がふえ続けるのはやむを得ない状況です。ところが要支援者を介護保険事業から外し、保険料や利用料の負担をふやす、つまりお金がない人は介護保険の制度を利用すると言わなければならない制度改悪です。このことは住民の願いに逆行し、負担あって介護なし、このような事態になりかねません。

以上のことから、本介護保険の予算に対して反対の討論といたします。

議 長 (山口経正議員)
次に、賛成討論はありませんか。
9 番、森 謙二議員。

9 番 (森 謙二議員)
賛成の立場から討論いたします。
介護保険の国の方針が変更されたことにより、第 1 号被保険者にとって負担が増す結果となりましたが、一方、支払い基金からの交付割合が下げられて、第 2 号被保険者の負担を下げることになった政策が見受けられます。今、介護保険のポイントの一つは財源の確保であります。
制度に沿った予算が組まれており、今後の動向を注視することでいいと判断いたします。以上です。

議 長 (山口経正議員)
次に、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
いずれでも結構です。討論はありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、日程第 2 3、議案第 2 8 号、平成 2 7 年度長与町介護保険特別会計予算を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に対する委員長の報告は可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(起 立 多 数)

議 長 (山口経正議員)
起立多数。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第 2 4、議案第 2 1 号、平成 2 6 年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号)、日程第 2 5、議案第 2 2 号、平成 2 6 年度長与町水道事業会計補正予算(第 2 号)、日程第 2 6、議案第 2 3 号、平成 2 6 年度長与町下水道事業会計補正予算(第 1 号)、日程第 2 7、議案第 2 9 号、平成 2 7 年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算、日程第 3 3、議案第 3 0 号、平成 2 7 年度長与町水道事業会計予算、日程第 3 4、議案第 3 1 号、平成 2 7 年度長与町下水道事業会計予算を一括議題とします。
ただいま一括議題としています議案について、委員長の報告を求めます。
建設産業常任委員長。

建設産業
常任委員長 (山口憲一郎議員)
それでは、報告いたします。
去る 3 月 9 日、本会議におきまして、建設産業常任委員会に付託を受けました議案の審査結果について報告をいたします。
議案第 2 1 号、平成 2 6 年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特

別会計補正予算（第2号）につきましては、3月10日、委員全員出席のもと、説明員として森建設部長、松邨都市整備課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査いたしました。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ1億6,666万7,000円を減額し、補正後の総額を8億7,580万4,000円とするもので、繰り越し予定箇所及び平成26年執行状況について、図面にて説明を受け、審議に入りました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、平成26年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、3月11日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、吉田水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、収益的収入及び支出の収入で1,850万円で、減額補正を行い、予算総額を7億7,528万9,000円とするもので、給水収益の減収によるものとの説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、収益減少分を立方メートルにするとどのぐらいか、長与町の水は今も製造しているのかとの質疑に対しては、有収水量で約4万9,000立方メートルの減少である。長与町の水は、災害備蓄用として平成23年度から毎年3,000本ずつ製造しているとの答弁でした。

また、収益の減少が続いているが、長与の水を販売して収益を確保するという考えはあるのかという質疑に対しては、町長からも長与の水を販売する手段がないと言われていた。販売手段、方法については、今後研究していく必要があると考えているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号、平成26年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、3月12日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、道端下水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の補正は、収益的収入及び支出の収入で、533万6,000円の増額補正を行い、予算総額を11億1,851万6,000円とし、これは長期前受け金戻しの増額、支出では1,889万円の減額補正を行い、補正総額を9億3,294万円、これは環境費、処理場費の減額及び職員給与費の減額、資本的収入及び支出の収入で850万円の減額補正を行い、予算総額を3,773万3,000円とし、これは国庫補助金の要望額に対して交付決定額が下回ったためということです。

支出では、2,141万3,000円の減額補正を行い、予算総額を3億4,532万8,000円で、国庫補助金の交付決定の額が過小となったことに伴い、建設改良費の減額を行ったことが主な要因との説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、長期前受け金戻し入れと資産減耗費については、同一の資産の処分にかかわるものと思うが、当該資産の名称と処分理由

は何か、また耐用年数は経過しているのかとの質疑に対し、大越地区天満宮西側埋立地にかかわるマンホールポンプ及び制御盤の更新によるもの、制御盤の耐用年数は15年で、3カ所全て耐用年数は経過しているとの答弁でした。

次に、営業費について、環境費及び処理場費の減額が上げられているが、その内容はどの質疑に対しては、環境費においては公共下水事業計画変更図書作成業務委託を取りやめたため、処理場費については浄化センター機器点検整備及び運転業務委託費用において、入札の結果、減額相当分の補正を行ったためとの答弁でした。

そのほかに営業収益の増額の理由は何かという質疑に対しては、昨年の条例改正を受けて排水設備工事店指定更新手数料を徴収することができるようになり、1件5,000円、70件分を想定し計上したものととの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算につきましては、3月10日、委員全員出席のもと、説明員として森建設部長、松邨都市整備課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の予算は、予算総額を9億8,871万9,000円とするもので、対前年度対比約3.0%、3,104万6,000円の減で、主に南東部補強土壁工事、区画道路整備工事及び造成工事、建物移転補償等を予定しているとの説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、保留地処分金について1,000円計上されているが、今後の見通しと町債がゼロ円となっているのはなぜかとの質疑に対しては、残りの保留地については道ノ尾公園付近などにあるが未整備の箇所であり、今後上下水道とライフラインの整備が必要であり、見通しについてはわからない。未売却の保留地は約3万5,000平方メートルあるが、区画の見通し等により流動な部分がある。町債については、地域開発事業債と言われるものであるが、今年度は計上していない。また、財務課において起債申請を行ってもらうが、今年度は起債申請を行っていないとの答弁でした。

道ノ尾駅周辺の整備について、完成年度はいつごろとの質疑に対しては、墓地の移転が完了したらJR沿いの区画道路が完成する。街路の道ノ尾駅前線については、長崎市側は未完成であるが、町側は完成している。JRの協議も残っており流動的であるが、長与町側は平成27年度にはおおむね完成すると考えているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号、平成27年度長与町水道事業会計予算につきましては、3月11日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、吉田水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の予算は、収益的収入及び支出の収入で7億6,852万2,000円

で、主なものは水道料金の6億6,355万8,000円、支出では7億2,302万1,000円、主なものは、水道施設等の維持管理費6億6,548万2,000円、及び企業債の支払い利息など4,267万9,000円、資本的収入及び支出の収入で9,160万円、これは榎の鼻土地区画整理事業に係る水源負担金、高田南配水管布設工事に係る工事負担金及び分岐工事負担金。

支出では、3億7,989万5,000円で、主なものは、道ノ尾配水池築造工事及び三根・本川内地区導配水管布設工事などの建設改良費及び企業債償還金であるとの説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、給水戸数、年間総水量、1日平均の総水量について、昨年と比べてどう変動しているのか、長与町で長崎取水を供給している世帯はどのくらいあるのかとの質疑に対しては、平成26年度比で給水戸数57戸増、年間総水量10万3,783立方メートル減、1日平均給水量301立方メートル減となっている。長崎取水供給は、平成26年9月末時点で1,513戸、3,452人であるとの答弁でした。

また、平成27年度の予算給水戸数について、北陽台団地の造成による増減はどのように反映しているのかとの質疑に対しては、大型商業施設等を除く一般世帯に限ってみると、北陽台団地の計画戸数は350戸で、約1,000人の移住が予定されている。そのうち6割が町内転移、4割が町外から転入と見込んでおり、給水収益には120万円ほどの増を見込んでいるが、町内全体の給水収益減に与える影響は少ないと考えているとの答弁でした。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

最後に、議案第31号、平成27年度長与町下水道事業会計予算につきましては、3月12日、委員全員出席のもと、説明員として馬木水道局長、道端下水道課長、そのほか関係職員の出席を求め、質疑を行い、慎重に審査をいたしました。

今回の予算は、収益的収入及び支出の収入で、10億5,052万円に対し、支出では9億7,014万8,000円、資本的収入及び支出の収入で1億6,371万4,000円に対し、支出では4億1,467万5,000円とするものとの説明があり、質疑に入りました。

主な質疑といたしましては、排水戸数、年間総水量、総排水量、1日平均排水量について、昨年と比べてどのように変動しているのか、長崎市処理区の世帯数はどのようになっているのかとの質疑に対しては、平成26年度予算に比べて排水戸数は243戸増、年間総排水量12万5,000立方メートル減、1日平均排水量342立方メートル減少することを想定している。長崎市処理区の世帯数は平成26年度3月31日時点で世帯数884戸、1,792名となっているとの答弁でした。

また、平成27年度における不明水、雨水対策への取り組みはどのように考えているのかとの質疑に対しては、誤接続調査や老朽したマンホールから雨水流入を防ぐためのふたの取りかえなど、今後も取り組みを続けていくとの答弁でした。

議長

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。
以上、報告を終わります。

(山口経正議員)

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。
まず、議案第21号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第22号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第23号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第29号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第30号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
次に、議案第31号についての質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
しばらく休憩します。

(休憩 13時47分～13時48分)

議長

(山口経正議員)

会議を再開します。
資料の訂正の申し出がっておりますので、許可します。
議会事務局長。

議会事務局 局長

(濱口 務君)

皆様にお配りしております議事日程第6号につきましての訂正をお願いいたします。2ページ目になります、日程第33号、34号、35、36、37とありますが、これを28、29、30、31、32、もう一度言います、33、34、35、36、37を28、29、30、31、32に訂正をお願いいたします。申しわけございません。

議長

(山口経正議員)

したがいまして、先ほど私が申し上げました議案第30号は日程第28、議案第31号は日程第29となります。訂正方、よろしく申し上げます。

これから、議案第21号の討論を行います。
まず、反対討論はありませんか。
次に、賛成討論はありませんか。
反対、賛成、いずれでも結構です。討論ありませんか。
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから日程第24、議案第21号、平成26年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第22号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、日程第25、議案第22号、平成26年度長与町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第23号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第26、議案第23号、平成26年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第29号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

16番、堤理志議員。

16番

(堤理志議員)

16番。議案第29号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地地区画整理事業特別会計予算について、反対の立場から討論を行います。

一般会計予算の討論でも述べましたが、高田南土地地区画整理事業はこれまで工期の延長を繰り返してきました。しかし、平成29年度完成予定からさ

らに3年が伸び、32年度までの計画延長を余儀なくされています。しかも国からの補助は減額が続いています。今後も町が要望する補助額の確保は期待ができない状況が続くことが予想されます。議会での予算や決算の討論では、事業推進に賛成の議員からも早期に完成させるよう意見が付されておりますが、この事業は早まるどころかおくれる一方であります。これらの実情は関係する住民の立場から見ますと、事情への批判や不満がさらに増幅されることを意味します。こうした事態を早く解消すべく、職員の方々も努力をなさっていることは理解しておりますが、こうした事業の構造的な問題を討論で住民の皆さんに明らかにしなければなりませんし、また関係する住民に成りかわって、こうした点から本事業のあり方、そして執行のあり方に反対をいたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、賛成討論はありませんか。

7番、金子 恵議員。

7番 (金子 恵議員)

私は議案第29号に対し、賛成の立場で討論いたします。

本町における土地区画整理事業も昭和58年に事業が始まり、約30年という長期間にわたる事業となっています。その間、住民の利便性、良好な市街地形成を図るため、都市計画道路築造など都市基盤整備の支援を行い、将来の長与町づくりに寄与しているものと考えます。

今回の当初予算におきまして、道ノ尾駅付近のJR側擁壁工事が行われることにより道ノ尾駅前の整備が完了し、そのことにより駅周辺の利便性が増し、活性化につながるものと思われれます。そして南東部補強土壁工事、補償7件が今回の予算の内容であります。これらにより事業のさらなる進捗を期待する意味でも妥当なものと考えます。

本事業においては、工事のおくれ等で長年完了を望む声が住民の中からも出ています。説明の中で道ノ尾公園付近から一気に切り土をしていくことで進捗を図れないかという、工事のやり方そのものの検討をし直す、また単年度ごとのスケジュールを考えているとのことでした。全国的にも土地区画整理事業の事業終結が困難なところがあり、国からの補助金もそうは期待できない部分もあり厳しい状況ではありますが、既にたくさんの家が建ち多くの方が暮らしています。区画整理とは、安全で快適な住みよいまちづくりのため行うものです。環境の整った町をつくり継承していくことは、未来への大きな社会資本を残すこととなります。今後ともさらなる工事進捗を図り、早期の事業終結を望み、賛成討論といたします。

議 長 (山口経正議員)

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

いずれでも結構です。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第 27、議案第 29 号、平成 27 年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長 (山口経正議員)

起立多数。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから、議案第 30 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第 28、議案第 30 号、平成 27 年度長与町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案とおりに可決されました。

これから、議案第 31 号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

反対、賛成、いずれでも結構です。討論ありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第 29、議案第 31 号、平成 27 年度長与町下水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 30、発委第 1 号、長与町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

議会運営
委員長

(金子 恵議員)

発委第1号、長与町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明をいたします。

このたびの改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、一部を除き平成27年4月1日から施行されることに伴い、従来の教育委員長と教育長が一本化され、新たな教育長が教育委員会の代表者となるため、本委員会条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、第14条の3(反問)につきまして、「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものでございます。

また、第12条(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)につきまして、平成27年4月30日施行の長与町議会委員会条例の一部を改正する条例により、常任委員会委員が複数所属となることに伴い、第12条第2項、「議会運営委員及び特別委員」を「委員」と文言整理するものでございます。

本委員会条例の施行は、平成27年4月1日からとし、第12条第2項の改正規定につきましては、平成27年4月30日からの施行といたしております。

以上が本議案の主な内容でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長

(山口経正議員)

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発委第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

(山口経正議員)

異議なしと認めます。

よって、発委第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから発委第1号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから日程第30、発委第1号、長与町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第31、議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。
会議規則第129条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。
日程第32、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。
議会運営委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。
委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。
以上で今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了しました。
お諮りします。
会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件について、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
よって、これら整理を要するものにつきましては議長に委任することを決定しました。
閉会に当たり、町長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。
町長。

町 長 (吉田慎一君)
皆さん、お疲れさまでした。
平成27年第1回長与町議会定例会の閉会に当たり、お礼の挨拶をさせていただきたいと存じます。
去る3月3日に開会をしていただきました今期定例会も、本日を持ちまし

て閉会となるわけですが、18日間に及ぶ会期中、議員各位には慎重審議を賜り、それぞれ原案どおり決定をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

今回は各会計の27年度の当初予算が主なものでございましたが、これら決定をいただきました案件につきましては、施政方針でも申し上げましたとおり、この予算を的確に執行しながら十分な効果が得られますように、最大限の努力をいたすところでございます。

さて、本定例会は、議員各位にとりましては今期最後の定例会でございました。この4年間、町政推進に当たり多くの御指導、御支援を賜ったわけですが、今限りで御勇退される方もあるかと思っておりますが、長年にわたり町政の発展はもとより地域住民のために多大なる御尽力をいただき、心から敬意を表しますとともに、これまでの労をねぎらいたいと存じます。大変お疲れさまでございました。

また、4月に行われます統一地方選挙に立候補を予定されておられる皆様には、どうか御健康の上、御健闘をいただき、所期の目的を達成されますようお祈りを申し上げます。

また町におきましても、中山総務部長を初め、12名の職員が3月31日付をもって退職をいたします。長年にわたります町政振興への貢献に対しまして、感謝の意をあらわしたいと存じます。

ここで1点、専決処分についてのお願いを申し上げます。今、予定されております平成27年度地方税法等の一部改正に伴い、長与町税条例の一部を改正する条例につきまして専決処分をさせていただきたく、内容等を御説明を申し上げて、御理解を賜りたいと存じます。

今回予定されております平成27年度地方税法等の一部改正につきましては、国においては成立と同時に公布、施行される予定でございます。なお、現時点におきましては、町議会に御提案できる状況ではございませんので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、改選後の最初の議会におきまして御報告を申し上げ、承認を賜りたいと、そういうふうに思っております。

内容を若干申し上げますと、法人税の均等割区分の改正、軽自動車税の二輪車に係る引き上げ時期の1年延長、固定資産税につきましては負担調整措置の延長等の改正が予定されております。今後は国の動向を注視し、改正内容が明らかになり次第、専決処分をさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

いよいよ時節は春になってまいります。新しい年度も課題が山積し、町政運営もますます厳しさを増してまいります。皆様から御教授いただきましたことを念頭に置きまして、町民皆様のお幸せを第一に積極的に対応をしてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。お礼の言葉にかえさせていただき、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長 (山口経正議員)

次に、閉会に当たり、私から一言申し上げます。

今定例会は、皆様御案内のとおり、議員定数20の構成による最後の定例会となりました。平成27年第2回定例会からは定数16となり、新たな構成の中で2つの常任委員会で審査されることとなります。チェック機関として十分な審議運営が尽くされるよう、期待するところであります。

さて、今定例会では平成27年度一般会計予算初め、それぞれの特別会計予算、上位法改正等に伴う条例改正案件など35本の議案が審議され、おのおの判断のもと、議決結果が出されたところであります。また、議員提出議案である長与町議会委員会条例の一部を改正する条例も可決し、今後の議会構成に備えたところであります。

今期を省みますと、長与町議会として大きく変貌を遂げた4年間であったような気がいたします。町議会議員選挙の無投票に端を発した議員定数削減の議論、議会基本条例と議会議員政治倫理条例の制定、開かれた議会の一環である情報開示や積極的な情報発信、基本条例に基づくさまざまな議会運営の見直しなど、長時間にわたる議論とエネルギーを費やしてまいりました。町民の皆様方や執行部並びに関係者の皆様方には温かい御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後とも長与町議会では、議会基本条例に定めた町民とともにを基軸として、さらなる高みを目指して発展していかれることを期待いたします。執行側も議会も町民の幸せを第一義に考え、町政発展のために努力することは当然のことです。執行機関と監視機関という二元代表制のもと、お互いの役割を十分に果たすことで、より暮らしやすい長与町となることを祈念申し上げます。

結びとなりますが、今期の議員各位の御努力と御協力に感謝を申し上げ、来期に挑戦される皆様の御健闘をお祈りいたします。

また、3月いっぱいまで退職なさる職員の皆様には多年にわたる奉職に感謝とこれからの御健勝、御多幸を祈念申し上げまして、閉会に当たっての私の言葉といたします。ありがとうございました。

これにて会議を閉じます。

これで平成27年第1回長与町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 14時12分)

地方自治法第123条の規定により、署名する。

長崎県西彼杵郡長与町議会議長

署名議員

署名議員